

区分支給限度基準額の改正及び介護保険被保険者証の取り扱いについて

消費税率8%引き上げに伴い、平成26年4月より介護報酬の改定が行われ、合わせて、要介護度に応じた1か月あたりの支給限度額（区分支給限度基準額）が変更になります。

区分支給限度基準額(介護保険サービスの支給限度額)の改正について

消費税率が引上げされることに伴い、介護保険のサービス利用限度額が下記のとおり変更になりました。これは、消費税率引上げに伴い介護報酬が増額し、従前と同量のサービスが受けられなくなることを防ぐための改定です。

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

要介護度	利用限度額(1カ月)		自己負担(1割)	
	平成26年3月まで	平成26年4月から	平成26年3月まで	平成26年4月から
要支援1	4万9700円	5万300円	4970円	5003円
要支援2	10万4000円	10万4730円	1万400円	1万473円
要介護1	16万5800円	16万6920円	1万6580円	1万6692円
要介護2	19万4800円	19万6160円	1万9480円	1万9616円
要介護3	26万7500円	26万9310円	2万6750円	2万6931円
要介護4	30万6000円	30万8060円	3万600円	3万806円
要介護5	35万8300円	36万650円	3万5830円	3万6065円

- * 福祉用具購入費、住宅改修費につきましては、支給限度基準額の変更はありません。
- * ホームページに記載されていますパンフレット「みんなのあんしん介護保険」平成24年度制度改正対応版についても、同様に読み替えてご利用ください。

介護保険被保険者証の取り扱いについて

要介護（要支援）認定を受けている人の介護保険被保険者証には、要介護度に応じた区分支給限度基準額が記載されています。今回の改正による介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、下記のとおり読み替えてご利用いただきますようお願いいたします。

- ・ 交付年月日が平成26年3月31日以前の介護保険被保険者証の場合
改正前の区分支給限度基準額が記載されています。
平成26年4月1日以降のサービス利用分から、改正後の区分支給限度基準額に読み替えてご利用ください。
- ・ 交付年月日が平成26年4月1日以降の介護保険被保険者証の場合
改正後の区分支給限度基準額が記載されます。
新規申請等で認定の有効期間が平成26年3月31日以前から開始の場合、平成26年3月31日までのサービス利用分については改正前の区分支給限度基準額に読み替えてご利用ください。

- * 介護報酬改定については、厚生労働省のホームページにも記載されています。
リンク先 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kaitei26.html>